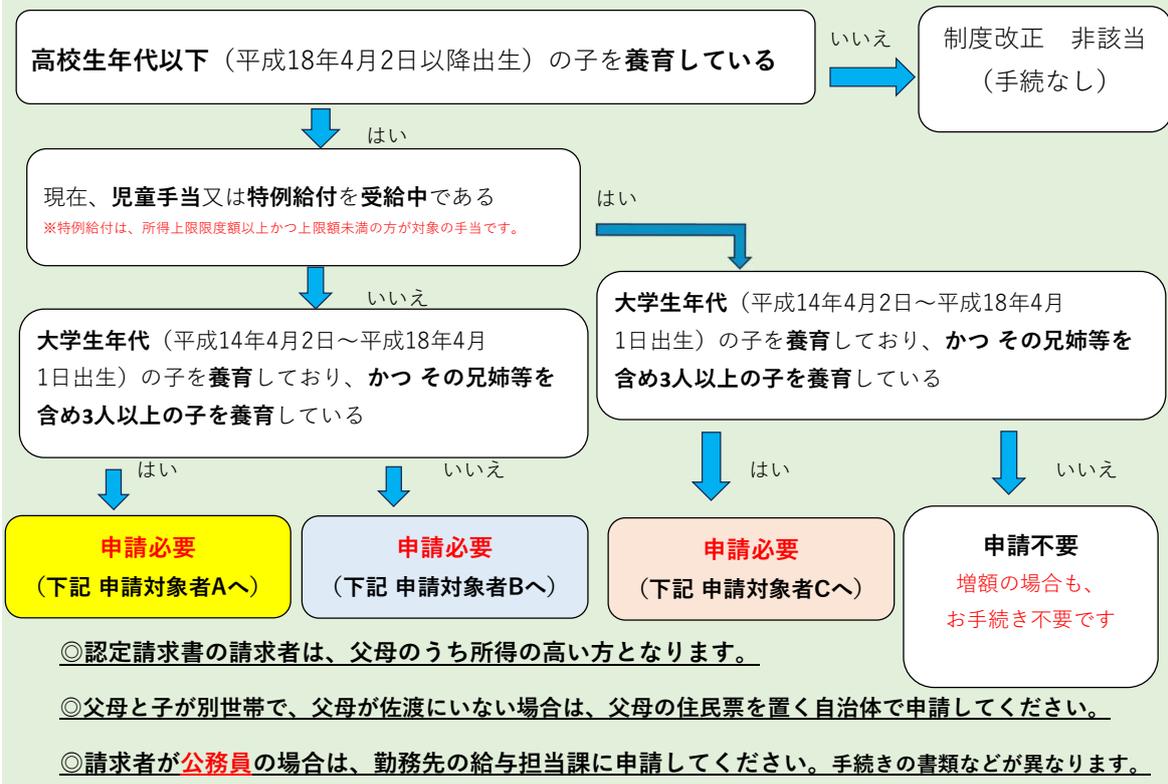


児童手当 制度改正 手続き要否確認フローチャート



提出書類

▼申請対象者A

- ・「児童手当認定請求書」
- ・「監護相当・生計費の負担についての確認書」

▼申請対象者B

- ・「児童手当認定請求書」

▼申請対象者C

- ・「監護相当・生計費の負担についての確認書」

・**児童手当認定請求書**・・・現在手当を受給していない場合は、新規認定請求書の提出が必要です。 **電子申請可能**

対象者 ・高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日出生）の児童のみを養育している方（**現在手当を受給していない。**）

・所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっていた方

・**監護相当・生計費の負担についての確認書**・・・養育している大学生年代の子を含めると、3人以上の子を養育している方。 **電子申請可能**

大学生年代の子に対して、**児童手当受給者が監護・生計相当の負担をしている**ことを確認できた場合、大学生年代の子を多子加算の対象とすることができます。

〈その他、状況によって必要になる書類〉 **電子申請不可**

- ・高校生年代以下の児童と別居・・・「別居監護申立書」
- ・父母以外の養育者・・・「養育事実の申立書」
- ・現在児童手当を受給中で、かつ過去に児童手当の受給履歴のない児童を養育している・・・「児童手当 額改定認定請求書」

※ご不明な場合は、窓口などでお問合せください。